

2020年8月7日

「御同朋の社会をめざす運動」東京教区委員会

新型コロナウイルス禍に於ける葬儀・法事対策のご提案

はじめに

2020年にパンデミックを引き起こした新型コロナウイルスは、現在も流行は衰えず、世界中で多くの死者を出しています。新型コロナウイルスは、弔いという人間の尊厳さえ奪ってしまう、非常に恐ろしいウイルスです。

現在、東京を中心に新たな感染者が増加しつつあり、感染予防の徹底が求められています。新しい生活様式が提唱され、私達の日常生活から感染予防を意識した行動が求められるようになりました。葬儀においても感染対策の取り組みを進める必要があると思われまます。

この度、東京教区実践運動委員会では、これまでの新型コロナウイルス感染に関する公的（国際）機関などが発表する現時点での情報を基に、葬儀に関する感染予防対策の提案を作成し、教区内寺院にお配りさせていただきました。

新型コロナウイルス感染拡大の中でも、弔いの場である葬儀は掛け替えのない機会です。ましてや感染死亡者の遺体や遺族を忌み嫌うイメージを与えてはいけません。私達がこの掛け替えのない機会に、なるべく適切な行動で臨めるようお役立ていただければ幸いに存じます。

***当提案は、あくまでコロナ禍における葬儀に関する指針の一つとしてご理解いただければ有難く存じます。尚、当指針に従うよう決して強要するものではないでございます。ご賢察の程、宜しくお願ひ申し上げます。**

当提案内容は、公的国際機関が発表している現時点の情報を基にしております。その為、拠所の情報が更新される場合が考えられます。拠所する公的国際機関の情報が著しく変更、更新される場合などは、当提案内容も更新する場合がございますので、ご了承ください。

● 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは？

これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は7種類見つかっており、その中の1つが、2019年12月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」です。

コロナウイルスのうち、4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占め、その症状の多くは軽症です。残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」です。

コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違う他の動物に感染することは稀であると言われていています。またアルコール消毒液（70%濃度）などで感染力を失うことが知られています。

●どのように感染するのか？

一般的な状況における感染経路の中心は、飛沫感染及び接触感染と言われていますが、現時点では空気感染も疑われています。

①飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染していきます。

②接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付着します。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、その汚染された自分の手で口や鼻、目などに触れると、感染者に直接接触しなくても感染していきます。

※感染場所の例：電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、エレベーターや電気のスイッチなど

③空気感染の可能性

WHOは2020年7月7日の定例会において、新型コロナウイルスが空気感染（エアロゾル感染）の恐れがあると示唆しています。いわゆる3密の環境下においては、空気中に漂う微量な粒子を吸い込むことで、感染する可能性があります。

●遺体から感染するのか？

現時点（2020年6月20日）で、米国CDCガイダンスには、「葬儀または弔問において、現在のところ新型コロナウイルスで亡くなった人の遺体と同じ部屋にいることによる感染リスクはない。」と記述されています。しかし、同時にCDCは「ただし、葬儀に参列する人は、新型コロナウイルス感染で亡くなった人の身体に触れないことを考慮すべきである」とも述べています。

*米国CDC・・・疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention: CDC）

1. 新型コロナウイルス感染死亡者の葬儀

新型コロナウイルスにより死亡した人の遺体は、24時間以内に火葬することができます。この場合、直ちに火葬を行う為、遺族にとって弔う機会が失われてしまいます。そこで、一つの対応として、火葬後の葬儀という選択欄があることを提示、あるいは検討することも必要だと思われます。これまでの形を変えてでも故人を偲ぶことを大切にすることを心がけられればと思います。

また、新型コロナウイルスにより死亡した人でも、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱をする必要があります。

この場合、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封すること。遺体の搬送に際しては、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えはありません。

しかしながら CDC ガイダンスの通り、新型コロナウイルス感染で亡くなった人の体に触れないように考慮する必要がある為、棺への花入れや火葬場での最後の別れ時等では、十分注意する必要があります。

新型コロナウイルス感染死亡者の葬儀依頼があった場合、上記の情報を踏まえ、適切な対応を心掛けるようにしましょう。

尚、新型コロナウイルス感染死亡者の葬儀の場合には、遺族が同ウイルスに暴露されているか、感染している可能性がありますので、僧侶自身の感染防止対策も重要となります。

【懸念点】

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬）は、火葬の割合がほぼ 100%を占めていますが、新型コロナウイルスの感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、火葬を速やかに行えない遺体の保存対策（方法並びにその場所）が公衆衛生上大きな問題となる可能性があります。

※ニューヨーク州並びにニュージャージー州では、急激に増加する遺体の数が地域の葬儀社や火葬場の能力を超えてしまい、「該当事業が崩壊する事態」を懸念して冷蔵の機能を持った 1600 名分の遺体を一時保存できるトレーラーを手配しています。この事によって「医療崩壊」だけでなく、「故人」に対処する業界の崩壊を防ぐ対策をとりました。納体袋に収めた後に火葬までの間、ど

こに（病院、火葬場、その他）安置をするかについては、検討する必要がでてくると思われます。寺院は公益事業を主として担う場所でもある為、地域の非常時の際には、適切な対応を求められる可能性があるかもしれません。各寺院において、できることがあるのであればご検討をお願いします。

2. 新型コロナウイルス感染拡大時における葬儀

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策上の支障がない場合には、全ての葬儀は、できる限り遺族の意向等を尊重しながら葬儀を行う必要があります。

たとえ新型コロナウイルス感染拡大の真只中にあっても、宗教者は、悲しむ遺族が大切な故人を偲び適切な葬儀を執り行えるよう努めましょう。こうした葬儀を可能な限り安全に計画し実行する方法を共有することで、遺族を感染の危険から守り、安心させ、くわえて故人への敬意を示すことができます。

● 新型コロナウイルス感染拡大期間中は、葬儀内容を工夫してください。

☆ 各地域の保健当局によって葬儀の制限がなされていない場合、僧侶は「身体的距離の確保」（ソーシャルディスタンス2m）、「マスクの着用」を行ってください。また保健当局が設定する参列人数などの制限がある場合には、それに従いながら、葬儀を執り行ってください。

【葬儀打ち合わせ時の対応】

新型コロナウイルス感染拡大期においては、僧侶が遺族や葬儀担当者を行う打ち合わせに於いて、「近距離で正面から話をする」、「1対1ではなく、不特定多数の方と密閉された室内で打ち合わせをする」場面を避ける必要があります。

感染を予防する上で欠かせない「換気をする」「マスクを着用する」、「身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス2m）を保つ」、「集団感染が起こる3条件（3密：密閉、密集、密接）を避ける」という点に留意して取り組む必要があります。

【対面による打ち合わせ】

対面の打ち合わせを行う場合の留意点は、以下の通りです。

- ① 会話の際は、可能な限り真正面を避ける。
- ② 葬儀の打ち合わせを行う際には、僧侶やご遺族の安全を確保するために必ず換気に留意し、「打ち合わせに出ることを希望している家族の中で、体調が悪い人がいないか」、「発熱している人はいないか」、「新型コロナ

ウイルス感染症に罹っているのではないかと心配な人がいないか」などについて確認しましょう。そして、発熱や病気の人は自分の部屋など別室にいてもらうようにし、電話やWeb会議等のツールを活用して、離れた場所からでも打ち合わせに参加できるように工夫をしましょう。

- ③ 葬儀の打ち合わせをする場合には、打ち合わせ室に来る人数を制限しましょう。他の家族は、電話やWeb会議等のツールを活用して打ち合わせに参加できるようにすることも考えましょう。
- ④ ご遺族が建物内に入る際には、僧侶とご遺族の感染予防のために、手指消毒剤を使用し、必ずマスクを着用することをお願いしてください。
- ⑤ 打ち合わせを行うミーティングルームの室内にも、アルコール消毒液（アルコール度数70%以上）とティッシュペーパーを用意しましょう。使用したティッシュはすぐに蓋付きのゴミ箱に捨てられるように準備しておいてください。
- ⑥ ソーシャルディスタンス2mの社会的距離を維持しましょう。教区として社会的距離をとる取り組みを行っていると事前に伝えると効果的かもしれません。
- ⑦ 仮に寺院で打ち合わせが行われた際は、ご遺族が退出した時に、打ち合わせ室を徹底的に掃除しましょう。ご遺族が訪問中に接触した可能性のある接触面に特に注意することが必要です。

●Web等を活用した打ち合わせにより感染リスクを避ける為に、リスクの状況に応じて、一部またはすべての家族Web等のツールを活用して打ち合わせを行うことも検討する必要があるでしょう。活用できるツールとして以下の様なものがあります。

☆ 電話

☆ フェイスタイム:Apple社が提供しているサービス。iPhoneを使っている人同士でテレビ電話が可能。

【ビデオ会議ツール】

・ Skype : <https://www.skype.com/ja/>

・ Google ハングアウト・

Hangout Meet: <https://gsuite.google.co.jp/intl/ja/products/meet>

・ Zoom : <https://zoom.us/jp-jp/freesignup.html>

大切な人を喪った時に、家族の人は混乱したり判断したりする能力が落ちることがわかっています。意思決定に関わる人が1か所に集まれない場合には、

意思決定にかかわる全ての人に情報を提供し、それぞれの希望を共有する機会を提供することが重要です。その上で、喪主や施主が意思決定をできる様に支援することも大切な取り組みです。

【葬儀の工夫】

米国 CDC は新型コロナウイルス感染拡大期間時の葬儀について、以下の提案をしています。

※これは新型コロナウイルスに限定せず、葬儀全般に適用されているもののようなようです。

- ① 参列する人数を近親者などの家族に限定する。
- ② 当日会場に来られない人の為に、葬儀の模様をインターネット等で見る事ができる様にする。
- ③ 直ちに火葬をして後日に新型コロナウイルスの感染が収束してから偲ぶ会やメモリアルサービスなどを行う。 ※インターネット等での配信には、法規制（音楽の著作権・肖像権等）に注意する必要がある。

オーストラリア政府が、2020年3月26日より実行される葬儀に関して出した規制は、10人までが同室の中にいる状態での葬儀だけを認めると言うものであったようです。そして1人の周囲に4メートル四方の空間をとることを義務付けました。この人数は家族の数ではなく、葬儀社のスタッフや宗教者やセレブラントを含んだ人数であるとのことでした。

日本においても考えなければならないことは、以下の通りです。

1. 葬儀に参列する人の人数をどこまで認めるのか
 2. それぞれの人同士の間隔をどうとるのか
 3. 葬儀の儀式の時間をどれ位にするのか
 4. 自然換気をどのぐらいの頻度でとるのか
 5. 葬儀終了後の会場や施設の清掃消毒をどの様に行うのか
- 教区内各寺院の各地域の感染拡大状況を考慮に入れ、それぞれで検討してください。

【葬儀社と協力し、安全な葬儀を】

全日本葬祭業協同組合連合会（全葬連）では、『葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」』を示しています。葬儀社がガイドラインに従って対策を行うのかを確認し、安全性を確保しましょう。万一、対策に不安が認められる場合などがあれば、遺族と相談するなど適切な対応を心がけましょう。

（「身体的距離の確保」）

人と人との間には、ソーシャルディスタンス 2m の距離を保つようにしましょう。

- 医療施設から遺体搬出後、遺族がその遺体と対面することを希望する場合、現地の物理的な距離制限に従い、遺体に触れず、対面の前後に手洗いを徹底することが必要です。
- 常時安全な距離を保つため、出席する人、退出する人、式場空間に入る人の数と動線を調節しましょう。会葬者が多い葬儀では、焼香を式の前後に分散させるなどしましょう。
- 参列者数とその動線は、身体的距離を尊重して管理しましょう。
- 遺族を含め、参列者の席や立ち位置は、ソーシャルディスタンス 2m を離しましょう。必要に応じて、安全な距離が保たれる固定席を設け、割り当てましょう。
- 病人や症状が出始める人に備えて、隔離できる部屋や場所を特定しておきましょう。
- 会話は控えめにしましょう。ご法話の際は、必ずマスクを着用し、距離を確保しましょう。狭い空間でのご法話は避け、別な場所か手段を検討しましょう。
- 会食がある場合は、なるべく正対面席とならないよう調整してもらいましょう。仮に正対面席となる場合、間に飛沫防止シートなどを設置してもらってください。また、料理は大皿ではなく個別にもらい、お酌などは避けましょう。

（「衛生環境の確保」）

遺族や参列者が健康的な衛生状態を保つよう奨励しましょう

- 開式の前後に門信徒用の手洗い場を設け、入口などにアルコール消毒液（アルコール度数 70%以上）を置き、参列者が健康的な衛生習慣を維持できるようにしましょう。
- 僧侶を含め、全ての参列者にはマスク着用を依頼しましょう。可能であれば、僧侶は読経中もマスクを着用しても良いかもしれません。
- 僧侶、遺族、参列者が健康を維持できているか、開式前に発熱チェックを行いましょう。発熱（37.5℃以上）が認められた場合は、参列を辞退するよう依頼しましょう。尚、僧侶も突然体調を崩すことが考えられます。その際の対応も予め各寺院において検討しておきましょう。
- 常に会場内の換気を行い、空気の循環を徹底しましょう。
- 新型コロナウイルスの症状がある場合や、新型コロナウイルスが蔓延している地域に最近旅行したことがある場合は、葬儀に参加しないよう注意を心掛けてください。

読経、法話時間の工夫

新型コロナウイルスは空気感染の可能性のある為、密室となり易い空間に長時間居ることは、感染リスクを高めます。式場空間の状況によっては、読経や法話に工夫を行う（時間短縮）など、予め準備をしておくことで適切な対応が可能となります。

*当提案は、これを守れば必ず感染を防げるという内容を約束するものではありません。あくまでも、一つの指針としてご理解ください。また、状況は時々刻々と変化致しますので、当提案も適宜更新することがあります。よって以後の更新内容情報につきましては教務所 HP をご確認ください。

尚、東京教区内各寺院で既に感染予防対策に取り組まれている事例等があれば、是非とも東京教区教務所までご連絡いただければと存じます。有用な情報を取集め、情報を再更新しながら、教区全体で共有できれば幸いに存じます。

参考資料

- ・「COVID-19 の文脈における宗教指導者と信仰に基づくコミュニティのための実践的な考察と提言」（中間ガイダンス）

世界保健機構（World Health Organization） 2020年4月7日

<http://tokyo-hongwanji.jp/document/covid19WhoEn.pdf>

- ・アメリカ疾病予防管理センター（CDC）報告書

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/daily-life-coping/funeral-guidance.html>

- ・「新型コロナウイルス感染症 ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル Ver, 5-0」

2020年6月版

<https://www.jmari.med.or.jp/download/sousaimanual5.pdf#search='%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87+%E3%81%94%E9%81%BA%E4%BD%93%E3%81%AE%E6%90%AC%E9%80%81%E3%83%BB%E8%91%AC%E5%84%80%E3%83%BB%E7%81%AB%E8%91%AC%E3%81%AE%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB'>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和2年5月25日

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf#search='%E3%80%8C%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E7%9A%84%E5%AF%BE%E5%87%A6%E6%96%B9%E9%87%9D'>

- ・厚生労働省 「新しい生活様式」の実践例（2020年6月19日付け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・厚生労働省 HP（〈2020年7月8日時点〉）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

各都県に於ける関連情報

【東京都】

- ・「(東京都)新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>

- ・「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/index.html>

【神奈川県】

- ・「(神奈川県)新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyohousin0525.html>

- ・「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>

【千葉県】

- ・「(千葉県)新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://covid19.civictech.chiba.jp/>

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kfk/kenkou-iryuu/kenkouzukuri/kansenshou/index.html>

【埼玉県】

- ・「(埼玉県)新型コロナウイルス感染症対策サイト(非公式)」

<https://saitama.stopcovid19.jp/>

- ・「新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>

・「新しい生活様式の実践」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/newstyle.html#onegai>

【茨城県】

・「新型コロナウイルス(COVID-19)に関する情報」

<https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/index.html>

・「新型コロナウイルスへの対応について」

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/jiritsu.html>

【栃木県 HP】

・「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/kouhou/korona.html>

・「新型コロナウイルスへの対応について」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/02korona.html>

【群馬県】

・「(群馬県)新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<http://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

・「新型コロナウイルス感染症関連情報」

https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00028.html

・「社会経済活動再開に向けたガイドラインについて」

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00008.html

【山梨県】

・「(山梨県)新型コロナウイルス感染症対策サイト」

<https://stopcovid19.yamanashi.dev/>

・「新型コロナウイルス感染症に関する総合情報」

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus.html

【静岡県】

・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

・「緊急事態措置に関わる静岡県実施方針」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-onegai6.html>

【業種別ガイドラインについて】

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>